

セフティマネジメント協会

中国進出企業向けセミナー開催

特定非営利活動法人セフティマネジメント協会(事務局:株式会社キャブティン)は、上海海実商務諮詢有限公司、日中投資促進機構らと11月18日、東京都千代田区の如水会館で、中国進出企業に向けた「危機」事例解析セミナーを開催した。中国の法律・法規や製品品質法、中国消費者の思考・行動傾向、正しいクレーム処理対策などを詳細に解説し、リスク回避の方策を提案した。

最も競争力を持つ国際的な経済成長が続き消費的ブランド製品でさえ、題に発展している。持続力が一段と向上する中、



出崎氏



唐氏

1994年に施行された消費者権益保護法の後ろ盾もあり、中国消費者の権利意識は年々高まっていることが背景にある。冒頭、主催者として、セフティマネジメント協会の出崎克氏が「中国のリスクマネジメント」とし

て、消費者の動向や中国の法律、万が一クレームやトラブルに巻き込まれた際にどうしたらよいかの具体策を学ぶことが重要。同分野において、中国唯一の専門家である唐健盛(とう・けんせい)氏を講師として招き、直近のクレーム・トラブル事例の一端を紹介するとともに回避策を提案して

中国消費者とのトラブル回避策を提言

もらつ」とセミナーの趣旨を語った。

唐氏は「外資企業と中國消費者との関係改善に関する提言」と題する講演の中で、中国消費者にとつて1980年代には、製品品質・サービスとともにほぼ完璧なものと見て考えられており、外資企業は、中国消費者から企業の当初の高評価に甘んじ、自國消費者への対応に比べ、中国への消費者への対応を重要視せず、製品の開発とサービスの現地化を行ってこなかつたと説明。その結果、中国消費者と外資企業との間で、現在、苦情

が増加傾向にあるとい

う。2007年のアンケート調査では、外資企業に対するイメージを「比較的好い」「非常に悪い」と判断する人が合計12%も占めるようになったこと、80%の人が「イメージが良くない多国籍企業の製品を貰わない」と答えていたことを紹介。中國でビジネスを行うためには、消費者へのアプローチが重要なことを示した。

消費者との関係改善を図るために、外資企業が守るべき事項として①中国の法律、法規および基準の順守②中国消費者の認知習慣への合致③公平性、合理性の重要視④ク



会場のようす

者のイメージを悪くしないため「三包規定」を順守すべきと強調した。

③では、西洋発の「公平」という概念が既に中国社会のメイン価値觀になつていて、特に販促活動に使われる「抽選法」ではコストゼロ原則や余剰金があつてはならないことなどを指摘した。

④では、消費者クレーム問題をめぐる社会的な事件が2000年以降多発、その多くが不適切な対応が原因で危機を增大させていることを「SK-IT事件」の具体的な事例を挙げながら正しい処理方法を指南した。

さらに具体的な事例として、中国の勧告基準の正しい処理⑤全段階で中国消費者の満足度を高めるーの五つの基準を挙げた。

①では、多くの外資企業が、中国の法律、法規ではなく、国際法や自国の法律に基づいたビジネスを展開していることが原因で、中国での違法事例が多発。中国消費者の不信感をあおる形になつてゐるという。特に外資企業にとって理解が難しいといふ複雑な「三包規定」(家電製品や日用品、コンピューター、携帯電話など合計22種商品の修理・交換・返品に関する原則)が最も重要なと指摘し、外資企業は該当商品以外でも消費

持てることを説明した。